

# 令和7年12月分「市民の声」一覧

受付日	完了日	件名・内容	回答(市の考え方や対応など)	担当課
12月1日	12月8日	<p><b>市民課の若手男性職員の対応について</b>            11/27の12時頃に戸籍に関する相談で市民課に伺いました。            その時に対応してくれた若手男性職員が、相談後、証明書発行窓口まで付き添ってくれて、窓口担当の方に説明をしてくれました。おかげでスムーズに必要書類が手に入り、助かりました。            証明書発行窓口で書類を待っている間も、別の若手男性職員が、年配のご夫婦の対応を1時間近く、ご夫婦の代わりに電話に出たりしながら、親身になって対応していました。            どちらも若いのに、市民に寄り添った対応がしっかりできており、本当に凄いと思いました。           若い方がちゃんと育っていて沼津市の職員教育は順調ですね。今後が楽しみです。            これからも質の高い行政サービスの提供、よろしくお願ひします。</p>	<p>このたびは、職員の対応につきまして、お褒めの言葉を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>市民課におきましては、よりよいサービスの提供と、お客様のお気持ちに寄り添った対応を心掛け、接遇の向上に努めております。</p> <p>今回、このようなお褒めの言葉をいただいたことは、対応した職員のみならず、市民課全体としても大きな励みとなります。</p> <p>今後も丁寧な窓口対応を心掛け、市民の皆様に安心してご利用いただける行政サービスの提供に努めてまいります。</p>	市民課
12月1日	12月11日	<p><b>岡宮北区画整理4号公園の清掃について</b>            11月28日、シルバー人材センターが2人で、岡宮北区画整理4号公園の清掃作業を行っていました。定期的に行っており、気に留めないでいましたが、いつもと違い、丁寧な人たちだなと思っていました。11月29日、公園内に目をやると、驚きました。今まで植木の根元やベンチの根元に刈り残しの雑草がありました。全く刈り残しが見られないのです。また、刈り取った、雑草の後処理も丁寧で、まるで家庭の電気掃除機で掃除した後のごとく綺麗に、清掃されました。寒い中、大変ご苦労様でした。</p>	<p>この度は公園の清掃作業につきまして、お褒めのお言葉をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>今回頂いたお褒めのお言葉は、委託先である(公社)シルバー人材センター経由で会員に伝え、引き続き委託先等と連携を図りながら、皆様が快適に公園を利用できるよう適切な公園管理に努めてまいります。</p>	緑地公園課
12月3日	12月16日	<p><b>地区センター図書室の本の返却について</b>            地区センターで本の貸し出し・返却が出来ますが、貸し出しはともかく返却だけなら17時以降も受け付け可能になんでしょうか?            受付が有人であること・なるべく早く本を返却し、次の人へ渡したいという理由もあります。            図書館が近くにあればブックポストが利用出来ますが、遠い市民はそのようなサービスが利用出来ません。            無人の受付に本を置いてくような事はしませんが、人がいる時だけでも「返却可」にして頂きたいです。</p>	<p>日頃より、沼津市立図書館をご利用いただき誠にありがとうございます。</p> <p>また、この度は図書の返却に関し、貴重なご意見をいただき重ねてお礼申し上げます。</p> <p>地区センター図書室の運用につきましては、各地区センターの業務受託者が、施設の運営状況や地域の利用形態等を総合的に勘案し、その地域の実情に応じた形で行っております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、業務受託者に情報提供した上で、返却用ブックポストの設置の可能性について協議するなど、地域の方々にとって、より利用しやすい図書室となるよう、協力して取り組んでまいります。</p>	図書館

受付日	完了日	件名・内容	回答(市の考え方や対応など)	担当課
12月4日	12月15日	<b>大瀬崎海岸における死亡大亀撤去対応に対するお礼について</b> 11月26日、大瀬崎の海岸にて死亡放置状態の海亀が海岸にて虫が着いた状態がありました。参拝者に見せたくない状態でしたので、市のクリーンセンターに撤去依頼をさせていただきました。翌日撤去した旨、水産海浜課から連絡頂きました。早々に対応頂きありがとうございました。お礼申し上げます。	この度は、水産海浜課職員の対応につきまして、お礼のお言葉をいただき誠にありがとうございます。引き続き、豊かで美しい沼津の海岸の景観や衛生を維持できるよう、しっかりと取り組んでまいります。	水産海浜課
12月8日	12月25日	<b>保育士の休暇申請について</b> 沼津市の保育士を友人に持つものです。 友人との話の中で、休暇の申請の話になりました。 保育所の中では休暇の種類を自分で選べないと聞きましたが、役所や課としてはそれは良いのでしょうか? 年休は12月までなのに5日間もう使ってからリフレッシュ休暇に勝手にされている。 勝手に勤務表にリフレッシュ休暇になっていたところ、年休にしたいと言ったら次の年に5日間使うのが難しいかもしれないから次年度になる前に1日でも消化したいから、そのためには12月にリフレッシュ休暇を取るように言われたそうです。 友人は年明けにも休みの予定があるため、そこでリフレッシュ休暇取得をしたいと考えていましたが、ダメだと言われたそうです。 休みの種類は選べなくて違法ではないのでしょうか? 承諾なしに勝手に勤務表で決めていいのですか? 友人の園だけでなくどの園でもほとんどそういう制度らしいです。 本人に休みの種類の選択をさせて欲しいです。 私は他の市町村で働いていますがちゃんとしてくれています。 それなので言われたことがありえなくて連絡させていただきました。	本市の年次有給休暇は心身の疲労を回復するために付与されるものである一方で、リフレッシュ制度は休暇ではなく、職員が積極的に自己啓発若しくは自己研さん等を図るためのものです。 このため、年次有給休暇とリフレッシュ制度はそれぞれの趣旨に沿って職員が選択して申請するものであり、いずれか一方の代わりにもう一方を充てられるようなものではなく、このような混同した取扱いは適切ではありません。 ご指摘の件について、施設長に運用状況を確認したところ該当する事案は確認できませんでしたが、全職員に対して適切な休暇等の取得について周知するとともに、公立施設の施設長に対して改めて指導を徹底することで保育士が働きやすい職場の環境づくりに努めてまいります。	人事課 こども未来創造課

受付日	完了日	件名・内容	回答(市の考え方や対応など)	担当課
12月8日	12月25日	<p><b>市の各種手続等における経費削減・Web化等について</b>          軽自動車税納税証明書は、以前は、対象の方全員に郵送していましたが、近年、郵送を停止する自治体が、多数出てきています。おたく様の自治体でも郵送を停止すべきです。紙資源の節約、郵送料金の節約になります。</p> <p>2024年の10月から、郵便料金が3割値上げになり(例えば、84円の郵便料金であった物が110円となる。)、自治体の経費が大きく増えます。経費の節約を行なっていただきたい(例えば、出す郵便物を減らす、各種手続きのWEB化、郵便物を出す場合は、圧着ハガキにするなど、なるべく低料金な方法にする等)。</p> <p>新年の挨拶に使われる年賀状についてですが、年賀状の利用を減らすべきです。年賀状の利用は2000年頃と比べると、大幅に減っています。</p> <p>「SmartPOST」の導入を行なっていただきたい(仮に導入になっている場合は、より一層の普及促進を計ってもらいたい)。これは、デジタルID「xIDアプリ」と連携し、自治体から住民への通知をデジタル化することができるデジタル郵便サービスです。導入自治体数は全国で54あります。今後、一層の普及促進が予想されます。これによって、郵送作業や郵便にかかる経費を軽減することができます。</p> <p>マイナンバーカードとマイナ保険証の、より一層の普及促進を計っていただきたい。他の自治体の、普及促進策を参考にしていただきたい。マイナンバーカードとマイナ保険証の普及促進は国から求められています。</p> <p>国民健康保険の手続きについてですが、e-taxの様に、利用しやすくしてもらいたい(例えば、保険料申告書の提出や氏名変更の届け、外国籍の方が転入した時の届けをwebで出来る様にする)。近年、各種手続きのweb化、キャッシュレス化が進んでいます。</p> <p>特別児童扶養手当と言われる制度がありますが、この手続きのweb化を進めていただきたい。近年、各種手続きのweb化、キャッシュレス化が進んでいます。</p> <p>児童扶養手当と言われる制度があります。この手続きのweb化を進めていただきたい。近年、各種手続きのweb化、キャッシュレス化が進んでいます。</p>	<p>軽自動車税納税証明書につきましては、口座振替納付された方にお送りしていますが、軽自動車税(種別割)の納付情報を、軽自動車検査協会・運輸支局等がオンラインで確認できる「軽JNKS」が、令和5年1月から三輪以上の軽自動車を対象に運用開始されたことや、令和7年度から二輪車への適用が拡大したことを受け、全ての車種で継続検査窓口での「納税証明書の提示」が原則不要になりました。</p> <p>以上のことから、当市においては、その周知を含めて令和8年度の証明書発行で終了する予定としております。(納税管理課)</p> <p>郵便料金につきましては、昨年10月1日の郵便料金改定に合わせ、メール等で代用可能なものについては積極的にメール等の活用を行うこと、速達郵便は基本的に使用しない等、郵便料の削減に努めるよう庁内に向けて通知を行いました。</p> <p>また、郵便物を発送する際、市内宛て郵便物を同一形状・同一重量ごとに仕分け、郵便区内特別郵便物の割引料金の適用を受けるとともに、県や県内市町など、宛先が同一の郵便物を集合発送するなど、郵送料の節減に努めています。年賀状につきましては、当市では日頃より経費節減に努めており、年賀状の発送は行っておりません。(総務課)</p> <p>「SmartPOST」などのデジタル郵便サービスにつきましては、郵便にかかる経費を軽減することも見込まれるため、発送業務のデジタル化を含め、各種事務フローを見直す中で検討してまいります。(ICT推進課)</p> <p>マイナンバーカードにつきましては、令和7年11月末現在、本市の保有率は81.5%となっており、全国平均の80.3%を1.2ポイント上回っております。</p> <p>現在、本市ではさらなる保有率の向上に向け、申請時においては、来庁が困難な方に対して、職員が個人宅や施設を訪問して申請手続を支援する「出張申請」を実施し、また、カードの受取に際しては、住所地から最寄りの受取窓口として本庁及び市内11カ所の市民窓口事務所での受取を可能としているほか、平日に来庁できない方には、休日に交付窓口を開設する「休日交付」を実施して利便性を高めています。</p> <p>今後も、他自治体の事例を参考しながら、対象者に応じたきめ細やかな支援を継続し、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。(市民課)</p> <p>マイナ保険証につきましては、市のホームページへの掲載のほか、年3回(7月・9月・3月)全戸配布している「国保だより」で啓発しているほか、国保加入手続きの際の案内や、資格確認書等の一斉更新の際の周知チラシの同封、市公式SNS(LINE・X・Facebook)での発信、国民健康保険課窓口でのマイナ保険証周知動画の放映など、機会を捉え被保険者への周知を図っております。</p> <p>国民健康保険の手続きのうち以下の手続きは、マイナポータルから電子申請による手続きを受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国民健康保険の加入届(社会保険の喪失など)</li> <li>②国民健康保険の脱退届(社会保険へ加入など)</li> <li>③認自発的失業者の国民健康保険料の軽減申請</li> <li>④産前産後期間の国民健康保険料の軽減措置</li> <li>⑤保険料納付済額確認票交付</li> <li>⑥限度額適用認定証交付申請</li> <li>⑦マイナ保険証利用解除申請</li> <li>⑧医間ドック・脳ドックの受診券の交付申請 (国民健康保険課)</li> </ul> <p>国民健康保険料のキャッシュレス化につきましては、現在、国民健康保険料は、スマートアプリでの納付としてPayPay請求書払い、PayB、J-Coin請求書払い、d払い請求書払い、au PAY(請求書支払い)がご利用いただけます。また、口座振替払いを設定いただく際には、インターネットからの申込も可能となっております。</p> <p>なお、氏名の変更や外国人の転入手続は、いずれも法令に基づき、届出による手続が必要となることから、Web上の申請は受け付けておりません。(国民健康保険課・市民課)</p> <p>特別児童扶養手当につきましては、国が支給し県が認定する事業であり、手続は、国及び県により定められております。先日、特別児童扶養手当の手続はオンライン化を検討すべき対象であると国から示されたこともあり、静岡県からは、他県の状況も踏まえた課題整理を行い、オンライン化を進めていくという報告を受けております。このため、詳細が決まり次第、本市においても対応、周知してまいります。(障がい福祉課)</p> <p>児童扶養手当につきましては、手続きの際には各種書類の提出に加えて、ご本人に生活実態などを聞き取り、受給資格の有無を窓口で確認しております。一部の手続きについては郵送も可としていることから、手続きのWeb化につきましては、他自治体の先進事例も踏まえ検討してまいります。(こども未来創造課)</p> <p>その他、税や保育施設、スポーツ施設等の各種利用料等のキャッシュレス化、LINEによるイベント予約や道路損傷・公園施設不具合の通報、国の「ぴったりサービス」などを活用した電子申請なども行っています。今後もWeb化・キャッシュレス化による手続負担の軽減及び経費削減に努めてまいります。(ICT推進課)</p>	納税管理課 総務課 ICT推進課 市民課 国民健康保険課 障がい福祉課 こども未来創造課

受付日	完了日	件名・内容	回答(市の考え方や対応など)	担当課
12月8日	12月16日	<p><b>お米券の配布について(全5件)</b> 御殿場、伊豆市、吉田町、小山町、南伊豆町、西伊豆町では、お米券を配布しないようです。</p> <p>沼津市もお米券の配布はせず、水道料金や下水道使用料などの減額や免除などの検討をお願いいたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>本件については、令和7年12月24日の方針公表前において全5件のご意見をお寄せいただきましたが、公表に当たっては、公表への同意が確認できているもののうち最初の1件を、代表で掲載させていただきました。ご了承ください。</p> </div>	<p>貴重なご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>政府が進める食料品高騰に対する経済対策は、1人あたり3千円程度のおこめ券の配付や電子クーポンなどの給付を推奨しており、支援内容は、地域の実情に合わせて、自治体の判断により必要な対策を選択できるとされております。</p> <p>政府の予算が成立し次第直ちに支援着手できるよう、スピード感を持って対応するとともに、幅広い年齢層に対し誰もが取り扱いやすい支援内容となるよう、いただきましたご意見も踏まえ、食料品価格高騰の影響を受けた市民の方々にとって最適な支援を検討してまいります。</p> <p>ご理解のほど、よろしくお願ひいたします。</p>	政策企画課
12月15日	12月25日	<p><b>アスルクラロ関係予算について</b> アスルがJFLに降格しました。 Jリーグに比べ広告効果等は激減します。 当然アスル関連予算は減るということでよろしいでしょうか？ゼロにしろとは言いませんが。Jリーグ在籍時と変わらない予算を計上していただけたらおかしいですよね？ 子育て支援などに真に必要なところに予算を回してくださいね。 厳しくチェックさせていただきます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘のとおり、JリーグとJFLとでは、全国的な露出やPR効果に違いがあり、市といたしましても今回の結果を非常に残念に思っております。</p> <p>市は、これまでホームゲーム1試合を「沼津マッチ」として、市民を無料招待しているほか、年間を通じ、子どもたち向けの無料観戦チケット「アスポート」や、ホームゲーム時における市PRブースの出展などへの支援を行ってまいりました。</p> <p>また、アスルクラロ沼津は、本市を拠点とするスポーツクラブとして、子どもたちへのサッカー教室といったスポーツ分野のみならず、沼津茶の普及や環境美化、防災活動や部活動移行等の学校教育といった様々な分野において地域に根ざした活動を継続して行っていただいております。</p> <p>市といたしましては、こうしたこれまでのアスルクラロ沼津によるまちづくりへの貢献を総合的に評価した上で、関係者の御意見もお聞きしながら予算に限らず様々な観点からアスルクラロ沼津の支援策について検討してまいります。</p>	ウィズスポーツ課
12月19日	12月25日	<p><b>外国人問題について</b> 12/6土曜日22:30頃に沼津駅南口のセブンイレブン沼津駅前店の路上にて外国人の男性が5、6人で、その内4人ほどは座り込んで、お酒を飲みながらたむろして大きな声で話をしていました。 それは日本人には感じない異様な怖さを感じました。 都会や他の地方で外国の方が多くいて犯罪率が高くなつたと言う報道やSNSを見ましたが、どううこの沼津にもその波が来てしまったのか…。と恐怖を感じました。 外国人による性犯罪も何件かあったと報道されていました。 我が家には19歳になる娘がいるので、このまま外国人が増えると不安でしかありません。 いつまでも治安の良い沼津であって欲しいです！ 沼津市において外国人の受け入れはどうなっているか実情を知りたいと思いました。</p>	<p>この度は貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>全国的な傾向と同様に、本市においても外国人住民は増加傾向にあり、国籍も多様化しております。また、本市を観光で訪れる外国人も増加しているものと認識しております。</p> <p>このような中、外国人住民との共生に対する日本人住民の不安や課題に対応することは、大変重要であると認識しております。</p> <p>本市では、外国人相談窓口や日本語教室の運営等により、外国人住民が地域の一員として生活するサポートを行うほか、日本人住民と外国人住民が互いに文化や習慣を知るためのイベントを開催するなど、多文化共生の地域づくりを進めておりますが、外国人住民に地域のルールや日本の生活習慣などを正しく理解していただくことも重要であると考えております。</p> <p>このため、転入手続きの際に地域のルールや日本の生活習慣等について周知を図るほか、市ホームページや公式Facebook等を通じて、多言語等により外国人住民に市政情報を提供しております。</p> <p>今後につきましても、外国人住民に対して地域のルール等に係る理解の促進に努めるとともに、警察や自治会等の関係機関・団体と連携し、外国人との共生に対する日本人住民の不安や課題にも対応しながら、市民の皆様が安心して暮らせる多文化共生のまちづくりに取り組んでまいります。</p>	地域自治課

受付日	完了日	件名・内容	回答(市の考え方や対応など)	担当課
12月19日	12月26日	<p><b>市役所のお昼の時間について</b>      本日、市役所に伺いました。      開発指導課で開示請求の説明を受けようとし、12時過ぎに向かいました。      説明は受けられたのですが、12時から13時はお昼の休みなので、どうしても都合のつか無い場合以外は業務を行っていない。から遠慮してくれ。      と言われましたが、本当でしょうか?      市役所内の各部署は客がいっぱいいて、業務を行っていましたし、ホームページには昼の業務停止の表記はありません。      対応した方は〇〇さんでしたが、銀行などと一緒に。      との事ですが、どうなのでしょうか?      返答を頂きたく存じます。</p>	<p>この度はご不快な思いをさせてしまい誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>当日、12時5分頃から約30分間、盛土対策に関するご相談を伺いました。</p> <p>ご相談後に、緊急の場合を除きお時間に余裕がある場合は、12時から13時までの間を避けていただくよう申し上げましたが、ご指摘のとおり本市ホームページの案内などでは、8時30分から17時15分と記載しており、不適切なお願いがありました。誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>今後、市民の皆様方へ適切な対応がとれるよう職員意識を改めてまいりますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。</p>	開発指導課
12月22日	1月7日	<p><b>フェンシングのショップについて</b>      現在フェンシング部に所属している学生です。      フェンシングでは剣が折れてしまったり、電気を通すジャケットやコードが故障してしまうことがあります。      新しい用具を買ったり修理に出すためには東京や京都など県外のショップとやり取りする必要があり少し不便だと感じています。      「フェンシングのまち」として、沼津市を盛り上げるためにもフェンシングの用具が購入できるショップを作つてみていかがでしょうか      ご検討頂けますと幸いです。よろしくお願ひいたします。</p>	<p>このたびは、「フェンシングのまち」に関する貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>ご指摘のとおり、フェンシング用具は消耗や故障が多く、購入や修理のために県外の専門店とやり取りせざるを得ない現状は、競技者の皆さんにとって不便であると認識しております。</p> <p>今回のご意見にあります「フェンシングショップを作つてみては」ということについてですが、市が直接フェンシングショップを開設・運営することは難しい状況にありますが、競技環境の向上に向けて、大会や合宿等の機会を捉えた専門ショップの出店・相談対応の働きかけや、用具購入・修理に関する情報発信など、選手の負担軽減につながる取組を進めていきたいと考えております。</p> <p>今後もフェンシングによるまちづくりにおいて、民間事業者が沼津への出店に関心を持っていただけるよう、フェンシングの普及促進、競技人口の拡大に努めてまいります。</p>	ウィズスポーツ課

受付日	完了日	件名・内容	回答(市の考え方や対応など)	担当課
12月22日	1月7日	<b>物価高対策について</b> いくつかの市町村では、対応を表明してきていますが、評判はあまり良くない印象ですね。沼津市では、どう対応するのでしょうか? 市民に市としてこう対応しますと公表できない問題があるのでしょうか? なんとなくコロナの時もそうですが、決定することの積極性、判断にあたり芯が抜けているような感じがしています。 もし理由があるのであれば謝りますが、沼津市民の為、沼津の発展の為、もう少し活動的な対応をお願いします。	<p>貴重なご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>国の交付金を活用した本市の食料品等物価高騰対策につきましては、「生活支援給付金」及び「子育て応援手当」支給事業を実施することを決定し、12月24日に公表しましたので詳細をお知らせいたします。また、事業の検討に時間を要し、公表が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。</p> <p><b>1 支給額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①生活支援給付金 1人につき6千円</li> <li>②子育て応援手当 0歳から高校3年生までのこども1人につき3万円 (国の子育て応援手当2万円に1万円を市独自に上乗せ)</li> </ul> <p><b>2 支給対象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①生活支援給付金           <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての市民(令和7年12月1日時点で沼津市に住民登録のある人)</li> <li>・上記世帯で令和7年12月2日～令和8年3月末日に生まれた新生児</li> </ul> </li> <li>②子育て応援手当           <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年9月分の児童手当受給児童</li> <li>・令和7年10月1日～令和8年3月末日に生まれた新生児</li> </ul> </li> </ul> <p><b>3 実施時期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①生活支援給付金           <ul style="list-style-type: none"> <li>・1月中旬通知/2月上旬振込(住民税非課税世帯給付金等の支給口座)</li> <li>・1月下旬通知/2月中旬振込(マイナンバー紐づけ口座)</li> <li>・3月上旬通知/3月中旬～順次振込(確認書による指定口座)</li> </ul> </li> <li>②子育て応援手当           <ul style="list-style-type: none"> <li>・2月中旬～順次通知/2月下旬～順次振込(児童手当の支給口座)</li> </ul> </li> </ul> <p>本市としましては、物価高騰に直面する全ての市民の皆様が安心して日常生活を送ることができるよう、しっかりと取り組んでまいります。</p>	福祉臨時特別 給付金室

受付日	完了日	件名・内容	回答(市の考え方や対応など)	担当課
12月24日	1月8日	<b>市民の声の公表に関する基準について</b> 1. 令和7年10月24日に回答を頂きました提言について (担当課:福祉企画課、長寿福祉課 基幹型地域包括支援センター) ホームページに公表がありません。 2. 第3条の何項によって公表不可としたのでしょうか? 3. 第3条の(4) 当該市民の声の内容を所管する関係課等 が非公表にすべきと判断するもの、したならば、何を基準 に非公表としたのでしょうか?	<p>御質問ありがとうございます。</p> <p>日頃より、市民の皆様から「市民の声」の投稿フォームや提言箱等に様々な御意見・御質問等をお寄せいただいております。市いたしましては、回答先不明や回答不要と判断できるもの以外は、原則的にそれら全てに回答させていただいております。</p> <p>その回答においては、「市民の声取扱い要綱」に基づき、いただいた御意見等の内容を考慮して、市長まで確認をし「市民の声」として回答するものと、該当する担当所属のみで回答を作成するものとに分類させていただいております。</p> <p>該当する担当所属のみで回答を作成するものに分類した場合においては、市ホームページにおける公表は致しておりません。</p> <p>該当する担当所属のみで回答を作成するものにつきましては、「内容が簡素又は軽微なもの」、「特定の個人に関する内容であって、特殊なもの」、「市からの回答後、同一の方から同一の内容について継続的に寄せられているもの」等とさせていただいております。</p> <p>○○様からの避難行動要支援者・個別避難計画等に関する御意見・御質問につきましては、令和2年10月28日及び令和4年5月30日に、「市民の声」として取り扱わせていただきました。</p> <p>その後これまでに、10回程度、○○様から同案件について御意見をいただきましたが、それらの御意見につきましては、「市からの回答後、同一の方から同一の内容について継続的に寄せられているもの」に該当するものとして、「市民の声」としてではなく、該当する担当所属のみで回答を作成するものとして取り扱わせていただいております。</p> <p>今回の御意見にありました、令和7年10月20日付でいただきました御意見(令和7年10月24日回答)につきましても、同様の取扱いとさせていただきました。</p> <p>御理解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。</p>	生活安心課
12月26日	1月14日	<b>通級指導教室について</b> 小学校から勧められた通級指導教室への通級を希望していますが、自校に設置がないための「他校送迎」が大きな壁となっています。正社員として働きながら毎週有給を消化して送迎を続けることは、継続性の面で不安があります。全ての小学校に通級教室が設置されない理由や、送迎負担を軽減するための巡回指導(担当教員が自校に来てくれる形)などの代替案はないのでしょうか。	<p>日頃より本市学校運営に、ご協力をいただき、ありがとうございます。</p> <p>いただいた御意見につきましては、学校運営に関するものであるため、教育委員会から回答させていただきます。</p> <p>通級指導教室につきましては、担当教員が一対一で、その時間に限り、児童生徒が本来の在籍学級から離れて行うものであり、本市では、今年度、言語障害に係る通級指導教室を小学校に2校、発達障害に係る教室を小学校5校、中学校3校に設置して、254人の児童生徒が指導を受けています。</p> <p>設置の考え方ですが、教員の数が限られる中で、多くの児童生徒に適切な支援を行っていくため、すべての学校への設置ではなく、複数の学校から一定の人数を集めて、拠点となる学校での実施を基本としています。</p> <p>また、担当教員が拠点校から他校へ出向く、サテライト形式の通級指導教室につきましては、小学校2校、中学校1校で行っておりますが、その場合においても、教員の移動時間も考慮した上で、一定の人数が確保された場合の設置としております。</p> <p>他校から通う児童生徒の保護者の皆様には、送迎等で大変ご負担をお掛けしますが、何卒、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、諸事情により、通級指導教室での支援が受けられない場合には、通学している学校において、担任や学年主任、特別支援コーディネーター等と相談して、自校で実施できる支援計画を作成し、児童生徒に合った学びの環境を整えておりますので、学校にご相談ください。</p> <p>引き続き、すべての児童生徒と保護者が安心して学べるよう、より良い教育環境づくりに努めてまいります。</p>	学校教育課